



平成 23 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 日精樹脂工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 依田 穂積
(コード番号 6293 東証・名証第 1 部)
問合せ先 常務取締役 荻原 英俊
(TEL. 0268-82-3000)

役員退職慰労金制度の廃止および取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 24 日開催の当社取締役会において、当社役員に対する役員退職慰労金制度を廃止し、それに代わる報酬の一部として当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容に関する議案を、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 55 期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止

経営改革の一環として、業績に対する責任を明確にするため、当社の役員に対する役員退職慰労金制度を平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 55 期定時株主総会終結時をもって廃止します。なお、定時株主総会終結までの在任期間に対する退職慰労金につきましては、打切り支給することとし、各役員の退任時に支払うことといたします。

2. 取締役に対する株式報酬型ストックオプションを導入する理由

当社の業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、当社の取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションを新たに導入するものです。

3. 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの具体的な内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式 200,000 株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

2,000 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権 1 個あたりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

また、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 35 年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した時点で、新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(8) 新株予約権の公正価額の算定

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定いたします。

(9) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

※上記の内容については、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 55 期定時株主総会において「退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」、「取締役および監査役の報酬改定の件」、「取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件」の各議案が承認可決されることを条件といたします。

以上